告示

○総務省告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、自由民主党大阪府参議院比例区第十一支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第三百二十九号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

㈠　政党の支部の部自由民主党大阪府参議院比例区第十一支部の項中「太田　房江」を「齊藤　房江」に改める。

○総務省告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、太田房江後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百九号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

㈠　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の部太田房江後援会の項中「太田　房江」を「齊藤　房江」に改める。

○総務省告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、太田房江後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部太田房江後援会の項中「太田　房江、参議院議員」を「齊藤　房江、参議院議員」に改める。

○総務省告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出について、齊藤房江から訂正の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百十二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

太田房江の項中「太田　房江」を「齊藤　房江」に改める。

○総務省告示第九十七号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項の規定に基づき、平成七年自治省告示第二百八号（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

「一月当たりの」を「借入期間又は提供を受ける期間の定めがある場合は、予定賃借料の総額に見積残存価額（借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買い入れるとした場合の予定価格の総額）を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、一月当たりの」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額を定める件の規定は、この告示の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

○財務省・農林水産省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年九厘」を「年一分」に、「年一分五毛」を「年一分一厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年四厘
七年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え十八年以下	年九厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年四厘
七年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え十八年以下	年九厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

「年二・一五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

「年二・一五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百三十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年九厘」を「年一分」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。